

会計年度任用職員の募集概要

阿南市保健福祉部福祉事務所こども課

- 1 公募職種
保育所用務員 2人 (勤務地：阿南市立中野島保育所・くるみ保育所)
- 2 応募条件
 - (1) 保育を除く各種業務を行うことができる方
 - (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
 - (3) 4月以降に副業の予定があり、本市での勤務時間との合計が法定労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回らない方
- 3 職務内容
保育所での保育を除く業務
- 4 任用予定期間
令和6年4月1日以降の任用の日から令和7年3月31日まで
※ 採用後1か月間は条件付採用となっており、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。
- 5 勤務日及び勤務時間
 - (1) 勤務日
月曜日から金曜日(休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)
休日出勤有り
 - (2) 勤務時間
中野島保育所：午前8時30分から午後4時30分までの7時間(休憩1時間)
くるみ保育所：午前9時から午後4時までの6時間(休憩1時間)
原則超過勤務なし(臨時又は緊急の必要がある場合を除く。)
- 6 休暇
年次休暇(初年度12日。継続勤務年数によって最大20日。繰越可能。)、夏季休暇、忌引、結婚休暇ほか
- 7 給与等
 - (1) 月例給与
次に定める条件を基礎として、勤務実績に応じて月例給与を支給
中野島保育所：日 額 7,593円～7,828円
くるみ保育所：日 額 6,508円～6,709円
通勤手当：雇用期間に応じ当方の規定に定める額
超過勤務が発生した場合に係る報酬：有り
支給日：翌月の21日(例：4月分は5月21日)
※ 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより勤務条件(給与等)を変更します。
 - (2) 期末手当
あり

(3) その他

(1)、(2)の賃金等から住民税、所得税、社会保険料等を控除
給与等の支払いは口座振込のみ

8 社会保険・災害補償

(1) 社会保険

厚生年金保険の被保険者に該当。地方公務員共済組合、徳島県市町村職員互助会に加入

(2) 雇用保険

雇用保険の被保険者に該当

(3) 災害補償

労災及び通勤災害による負傷等は、労働者災害補償保険法に基づく補償の対象に該当

9 服務規律等

地方公務員法等に規定される服務規律（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されます。また、地方公務員法第29条に該当する場合には、懲戒処分の対象となります。

10 選考・応募方法

(1) 申込期間 令和6年2月26日（月）から令和6年3月8日（金）

(2) 必要書類

履歴書（市販のものに自筆で記入し、申込前の6か月以内に撮影の本人と確認できる写真（縦4cm、横3cm）を貼付。）

(3) 申込先

① 阿南市こども課（阿南市役所1階）へ持参してください。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日等の閉庁日を除く。）

② 郵便による提出の場合は、長形3号の返信用封筒（あて先記入、84円切手を貼付）を同封の上、封筒の表に「保育所用務員申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」で送付してください。3月8日までの消印があるものに限り有効です。

(4) 選考方法

指定する日において面接を行います。

〒774-8501

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市保健福祉部福祉事務所こども課

電話：0884-22-1593

ファクシミリ：0884-23-4200